

携帯電話等の契約における本人確認書類についての質問と要望

私たちは、共通番号（マイナンバー制度）の持つ問題点・危険性を明らかにし、その廃止をめざす、市民・議員・弁護士・団体などで結成された緩やかなネットワークです。

NTTドコモでは2023年5月24日以降、携帯電話等の新規契約等における本人確認書類として、健康保険証等の取り扱いを未成年者を除き終了しました。現在、本人確認書類としてマイナンバーカードのほか、運転免許証、障がい者の手帳か、在留カードや住基カードと補助書類の提示を求めています。その結果、運転免許証、障がい者の手帳、在留カードを取得できない市民にとっては、マイナンバーカードの提示が必要になります。

しかしマイナンバーカードについては、そもそも番号法で申請は任意とされ、政府は健康保険証との一体化後も所持は義務ではないことを明言しています。政府は全住民の保有をめざしたものの人口に対する保有率は71%（2023年7月末時点、総務省公表値）にとどまり、少なくない市民はマイナンバーカードによる個人情報の漏えいや個人情報ひも付けられていくことに不安を抱き、マイナンバーカードの申請を拒否しています。

さらに一連のマイナンバーカードの利用にともなうトラブルの発生により、取得したマイナンバーカードの返納も広がっています。また医療保険のオンライン資格確認でマイナンバーカードが5.5%（厚労省発表、2023年6月分）しか利用されないことに示されているように、返納に至らなくても多くの市民がその使用や持ち歩きを避けています。

そのような中で、本人確認書類としてマイナンバーカードの提示が強いられば、所持しない市民にとって携帯電話等の利用ができなくなります。現に「複数の携帯会社を回ったがマイナンバーカードの提示を求められ、以前はできていた健康保険証による身分証明が全くできなくなった」との声が、私たちに寄せられています。

いまや携帯電話は重要なインフラとなっており、利用できないことは社会生活を困難にします。不正な契約締結や利用を防止しつつ、マイナンバーカードを所持しない市民も携帯電話等を契約できる手段を保障することは、携帯電話会社の社会的責任と考えます。

つきましては、以下の3点の質問・要望をいたしますので、8月31日までに御回答をお願いします。なお質問と回答は、私たちのサイト（<http://www.bango-iranai.net/>）に掲載する予定です。

- 1) マイナンバーカード等を利用しない場合の契約等の手続きを保障してください。
- 2) NTTドコモのサイト（<https://www.docomo.ne.jp/support/identification/>）に記載されている、「上記以外の本人確認書類（官公庁から発給・発行された書類）でのお申込みについては、事前にお問い合わせください。」の取扱いを説明してください。
- 3) マイナンバーカード等を所持・利用しない場合の契約方法について、サイトやパンフレット等に掲載するとともに、販売店に周知してください。

2023年8月17日

回答は以下をお願いします。

共通番号いらぬネット担当：(略)

携帯電話等の契約における本人確認書類についての質問と要望

私たちは、共通番号（マイナンバー制度）の持つ問題点・危険性を明らかにし、その廃止をめざす、市民・議員・弁護士・団体などで結成された緩やかなネットワークです。

KDDI（au）では携帯電話等の新規契約等における本人確認書類として、健康保険証等の取り扱いを未成年者を除き2023年5月31日に終了しました。「不正な契約締結や不正利用などの発生、健康保険証や本人確認書類として利用できるマイナンバーカードの普及状況など」がその理由とされています。現在、本人確認書類としてマイナンバーカードのほか、運転免許証、運転経歴証明書、障がい者の手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住基カード（以下「運転免許証」等）の提示を求めています。その結果運転免許証等を取得できない市民にとっては、マイナンバーカードの提示が必要になります。

しかしマイナンバーカードについては、そもそも番号法で申請は任意とされ、政府は健康保険証との一体化後も所持は義務ではないことを明言しています。政府は全住民の保有をめざしたものの人口に対する保有率は71%（2023年7月末時点、総務省公表値）にとどまり、少なくない市民はマイナンバーカードによる個人情報の漏えいや個人情報ひも付けられていくことに不安を抱き、マイナンバーカードの申請を拒否しています。

さらに一連のマイナンバーカードの利用にともなうトラブルの発生により、取得したマイナンバーカードの返納も広がっています。また医療保険のオンライン資格確認でマイナンバーカードが5.5%（厚労省発表、2023年6月分）しか利用されないことに示されているように、返納に至らなくても多くの市民がその使用や持ち歩きを避けています。

そのような中で、本人確認書類としてマイナンバーカードの提示が強いられれば、所持しない市民にとって携帯電話等の利用ができなくなります。現に「複数の携帯会社を回ったがマイナンバーカードの提示を求められ、以前はできていた健康保険証による身分証明が全くできなくなった」との声が、私たちに寄せられています。

いまや携帯電話は重要なインフラとなっており、利用できないことは社会生活を困難にします。不正な契約締結や利用を防止しつつ、マイナンバーカードを所持しない市民も携帯電話等を契約できる手段を保障することは、携帯電話会社の社会的責任と考えます。

つきましては、以下の2点の質問・要望をいたしますので、8月31日までに御回答をお願いします。なお質問と回答は、私たちのサイト（<http://www.bango-iranai.net/>）に掲載する予定です。

- 1) マイナンバーカードや運転免許証等を利用しない場合の契約手続きをどうするのか、説明してください。
- 2) マイナンバーカード等を所持・利用しない場合の契約を保障するとともに、その手続きをサイトやパンフレット等に掲載し、販売店に周知してください。

2023年8月17日

回答は以下にお願いします。

共通番号いらないネット担当：(略)

携帯電話等の契約における本人確認書類についての質問と要望

私たちは、共通番号（マイナンバー制度）の持つ問題点・危険性を明らかにし、その廃止をめざす、市民・議員・弁護士・団体などで結成された緩やかなネットワークです。

ソフトバンクでは携帯電話等の新規契約等における本人確認書類として、健康保険証等の取り扱いを2023年6月13日に終了しました。「不正な契約締結が増加していることや、マイナンバーカードの普及状況など」がその理由とされています。現在、本人確認書類としてマイナンバーカードのほか、運転免許証、パスポート、障がい者の手帳、在留カード、特別永住者証明書（以下「運転免許証」等）の提示を求めています。その結果運転免許証等を取得できない市民にとっては、マイナンバーカードの提示が必要になります。

しかしマイナンバーカードについては、そもそも番号法で申請は任意とされ、政府は健康保険証との一体化後も所持は義務ではないことを明言しています。政府は全住民の保有をめざしたものの人口に対する保有率は71%（2023年7月末時点、総務省公表値）にとどまり、少なくない市民はマイナンバーカードによる個人情報の漏えいや個人情報がかひも付けられていくことに不安を抱き、マイナンバーカードの申請を拒否しています。

さらに一連のマイナンバーカードの利用にともなうトラブルの発生により、取得したマイナンバーカードの返納も広がっています。また医療保険のオンライン資格確認でマイナンバーカードが5.5%（厚労省発表、2023年6月分）しか利用されないことに示されているように、返納に至らなくても多くの市民がその使用や持ち歩きを避けています。

そのような中で、本人確認書類としてマイナンバーカードの提示が強いられば、所持しない市民にとって携帯電話等の利用ができなくなります。現に「複数の携帯会社を回ったがマイナンバーカードの提示を求められ、以前はできていた健康保険証による身分証明が全くできなくなった」との声が、私たちに寄せられています。

いまや携帯電話は重要なインフラとなっており、利用できないことは社会生活を困難にします。不正な契約締結や利用を防止しつつ、マイナンバーカードを所持しない市民も携帯電話等を契約できる手段を保障することは、携帯電話会社の社会的責任と考えます。

つきましては、以下の2点の質問・要望をいたしますので、8月31日までに御回答をお願いします。なお質問と回答は、私たちのサイト（<http://www.bango-iranai.net/>）に掲載する予定です。

- 1) マイナンバーカードや運転免許証等を利用しない場合の契約手続きをどうするのか、説明してください。
- 2) マイナンバーカード等を所持・利用しない場合の契約を保障するとともに、その手続きをサイトやパンフレット等に掲載し、販売店に周知してください。

2023年8月17日

回答は以下にお願いします。

共通番号いらないネット担当：(略)